

「令和7年度 韓国からのサイクリスト誘客促進事業」業務委託仕様書

1 業務の概要

本県では、平成30年度に福岡県サイクルツーリズム推進協議会を立ち上げ、広域サイクリングルートの設定や受入環境整備のためサイクルステーション等の認定、走行環境整備のための道路整備などに取り組んできた。令和6年度からは、サイクルツーリズムの人気の高い韓国からのサイクリスト誘客に向け、韓国サイクリスト向けモデルプランの造成やファムトリップの実施など誘客に向けた取組を開始したところである。

本事業では、令和6年度の取組を発展させ、韓国サイクリストの本格的な誘客を実現するため、韓国の旅行エージェント、サイクリング団体等（以下「韓国の旅行エージェント等」という。）による福岡県を目的地としたサイクリングツアーの旅行商品を造成・販売の促進を図ることを目的とする。

2 委託業務名

令和7年度「韓国からのサイクリスト誘客促進事業」

3 委託業務の実施期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 業務の内容

（1）ファムトリップの実施

- ・サイクリング旅行商品の造成につなげるため、韓国の旅行エージェント等を招聘したファムトリップを実施すること。
- ・参加者にアンケートを行い、アンケート結果の取りまとめを行うこと。
- ・ファムトリップの仕様は、下記のとおりとする。
 - 参加者：韓国の旅行エージェント等3社以上を招聘すること
 - 旅行日数：3泊以上
 - 行程：本県のサイクルツーリズムの魅力が感じられるルートを検討し、事前に県の下承を得ること

提案内容

ファムトリップで招請する韓国の旅行エージェント等の概要、社数及び人数、旅行日数、行程案、ファムトリップを通じて誘客に繋げる取組を提案すること。

（2）韓国の旅行エージェント等による旅行商品造成・販売の促進

- ・サイクリングツアーの旅行商品が造成されることを目指し、韓国の旅行エージェント等に対し、複数回の商談を行うこと。
- ・本事業により造成されるサイクリングツアーは、下記のとおりとするを目標とし、受託事業者のノウハウを活かし、韓国の旅行エージェント等と必要な調整を行うこと。
 - 催行日：令和7年度中に催行するものであること。

- 旅行日数：2泊～3泊程度
- 販売目標：令和7年度中に合計60人以上の申込を受け付けることを目指すこと。

提案内容

- ・商談を行う韓国の旅行エージェント等の候補及び商談件数、目標とするサイクリングツアーの造成件数及び送客人数を提案すること。その際、提案者が有する強みやノウハウがあれば、具体的に示すこと。

(3) 韓国サイクリストに対する情報発信

- ・本県のサイクルツーリズムの魅力を伝えるための情報発信を行うこと。情報発信に用いる媒体は、WEB、SNS、紙媒体等を問わない。

提案内容

- ・効果的な情報発信手法を提案すること。提案には、活用する媒体、掲載（発信）回数、発行部数（またはインプレッション数、フォロワー数など）を明記すること

(4) 福岡県を目的地としたサイクリングツアーの旅行商品造成に資する取組（自由提案）

提案内容

- ・予算の範囲内で、福岡県を目的地としたサイクリングツアーの旅行商品の造成を進める上で有益と思われる取組を提案すること。

(5) 実施報告書の作成

- ・(1)～(4)の事業結果を取りまとめた報告書を作成すること。

5 成果物

(1) ファムトリップ

- ・実施報告書 ※アンケート結果及びインタビュー結果とその分析を含む
- ・催行時の様子のダイジェスト動画
- ・韓国の旅行エージェント等に提案するためのプレゼンテーション資料

(2) 韓国国内の旅行エージェント等による旅行商品造成・販売の促進

- ・商談時に使用した資料
- ・旅行商品企画書
- ・販売されたサイクリングツアーの申込状況がわかる資料

(3) 韓国サイクリストに対する情報発信

- ・情報発信の内容がわかるもの（実績数値を含む）

(4) 福岡県を目的地としたサイクリングツアーの旅行商品造成に資する取組（自由提案）

- ・実施内容により、県と協議のうえ設定

(5) 実施報告書

- ・事業実施結果を総括し、今後の考察を加えた報告書を下記のとおり作成し、納品すること。

■納品期限：令和8年3月31日

■納品場所：福岡県商工部観光局観光振興課（「連絡先・提出先」を参照）

■納品数：紙媒体5部かつ電子データ（CD-R又はDVD-R）1部

■電子データ：Windowsで表示可能な形式（PDF、WORD、Excel、PowerPoint等）とする。

その他のソフトウェアを使用する場合は、福岡県と別途協議すること。

6 委託経費

4, 470千円を上限とし、事業実績に応じて支出する。

7 業務実施体制の確立

4、5に示す業務、成果物提出について、受託者の専門的知見を十分に活かし、円滑に実施するための実施体制を確立すること。

8 著作権の取り扱い

- ・ 受託者が元より所有している著作権については、成果物の活用範囲（画像・動画の一部切り取りなどを指し、明らかな追加・加工・修正などの編集は含まない）において、福岡県及び福岡県観光連盟での使用を認めるものとする。
- ・ 第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。万一、第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けた場合は、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む）において解決すること。

9 個人情報の保護

本契約の履行に関連する受託者独自の個人情報の取扱いについては、「個人情報に関する特記事項」の規定に準じ、個人情報の漏洩・滅失・毀損の防止、その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

10 再委託の禁止

原則、第三者への再委託を禁止する。

ただし、事前に福岡県と協議し、承認を得た場合は、第三者に委託をすることができる。

11 秘密の保持

受託者は、本業務を履行する上で知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示又は漏洩してはならない。

12 その他

- ・ 事業の詳細・遂行、仕様書に定めのない事項については、その都度、福岡県と十分に協議の上、進めていくこと。
- ・ 事故・トラブル等が発生した場合は、速やかに対処の上、福岡県に報告すること。

13 連絡先・提出先

福岡県商工部観光局観光振興課観光地域づくり係 担当：亀澤 さや香

住所：〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7-7

電話番号：０９２－６４３－３４４６

FAX 番号：０９２－６４３－３４４１

メール：kamesawa-s9598@pref.fukuoka.lg.jp